

会 議 録

会議の名称	平成31年第2回本庄市教育委員会定例会
開催日時	平成31年2月14日（木） 午後2時30分から 午後5時30分まで
開催場所	委員室
出席者	<p>○教育長・委員 勝山勉 教育長 富沢峰雄 教育長職務代理者 落合崇志 委員 岡崎吉宏 委員 今井邦枝 委員</p> <p>○教育長・委員以外の出席者 稲田幸也 事務局長 高橋利征 次長兼教育総務課長 木村健治 学校教育課長 加藤久美子 生涯学習課長 佐々木智恵 文化財保護課長 堀口滋 体育課長 前川章 図書館長 山崎育樹 学校教育課長補佐 野口祐史 教育総務課長補佐（事務局）</p>
次 第	<p style="text-align: center;">平成31年第2回本庄市教育委員会定例会 議事日程 平成31年2月14日（木） 午後2時30分開議 委員室</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開 会 2. 前回会議録の承認 3. 会議議事録署名人の指名 4. 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 本庄市スポーツ施設予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則（議案第2号） (2) 本庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（議案第3号） (3) 本庄市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（議案第4号） (4) 本庄市児玉文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（議案第5号）

	<p>(5) 本庄市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（議案第6号）</p> <p>(6) 本庄市公園施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（議案第7号）</p> <p>(7) 本庄市立学校体育館、武道場及び校庭の利用に関する規則の一部を改正する規則（議案第8号）</p> <p>(8) 本庄市立学校校庭夜間照明施設及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（議案第9号）</p> <p>(9) 本庄市公民館長の任命について（議案第10号）</p> <p>(10) 本庄市社会教育指導員の任命について（議案第11号）</p> <p>(11) 平成31年度学校給食運営計画について（議案第12号）</p> <p>(12) 平成30年度本庄市教育予算補正（3月）について（議案第13号）</p> <p>(13) 平成31年度本庄市教育予算について（議案第14号）</p> <p>5. 教育長の報告</p> <p>6. その他</p> <p>7. 閉会</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成31年第2回本庄市教育委員会定例会議案」 ・「平成31年第2回本庄市教育委員会定例会議案関係資料」 ・「平成31年第2回本庄市教育委員会定例会議案新旧対照表」 ・「教育長の行動記録」 ・「報告及び今後の事業等開催予定」 ・「蔵書点検に伴う休館について」
主管課	教育総務課

会議の経過	
教育長	<p>ただいまから、平成31年第2回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして進めてまいります。</p> <p>まず、前回会議録の承認をお願いします。</p>
事務局	<p>前回開催されました定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へ配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等ございませんでしたので、承認されております。</p>
教育長	<p>それでは、署名をお願いします。</p> <p>続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。本日は、今井委員をお願いいたします。</p> <p>次に、議事日程4の「議事」へ入ります。</p>

	<p>本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案13件でございます。それらのうち、議案第13号及び議案第14号の議案2件については、平成31年本庄市議会第1回定例会への提出案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開としたいと思っております。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	異議なし。
教育長	<p>異議がありませんので、議案第13号及び議案第14号の議案2件の審議については、非公開といたします。</p> <p>なお、それらの審議につきましては、議事の進行上、議事日程6の「その他」が終了した後に、非公開会議として、審議を進めたいと思っております。それでは、議案第2号について、事務局から説明を求めます。</p>
堀口体育課長	<p>議案書1ページをお願いします。</p> <p>議案第2号「本庄市スポーツ施設予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>始めに、本議案の提案理由をご説明いたします。6ページをお願いします。</p> <p>提案理由は、スポーツ施設予約システムの運用に関し、対象施設に学校体育施設、学校校庭夜間照明施設及び文化教育施設を加え、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に、議案内容についてご説明いたします。新旧対照表の1ページを併せてご覧下さい。</p> <p>本庄市スポーツ施設予約システムの運用に関する規則の一部を次のように改正します。</p> <p>まず、題名中「本庄市スポーツ施設予約システム」を「本庄市公共施設予約システム」に改めます。</p> <p>次に、第1条中「スポーツ施設の」を「公共施設の」に、「スポーツ施設予約システム」を「公共施設予約システム」に改めます。</p> <p>次に、第2条の対象施設に、学校体育施設、夜間照明施設、本庄市民文化会館施設、本庄市児玉文化会館及び本庄市児玉中央公民館を加え、表の形式に改めます。</p> <p>次に、第3条第1項中「団体は」を「者は、次項の表の左欄に掲げる施設区分ごとに」に改め、施設区分ごとの登録の種別、第2項の登録の資格、第4項の登録の有効期間について、表の形式に改めます。</p> <p>次に、第4条第1項中「「団体は」を「者は」に、「本庄市スポーツ施設予約システム団体利用登録申請書」を「本庄市公共施設予約システム登録申請書」に改めます。</p> <p>次に、第5条及び第6条中「団体」を「者」に改めます。</p> <p>別記様式は、「本庄市スポーツ施設予約システム団体利用登録申請書」を「本庄市公共施設予約システム登録申請書」に改め、団体のみならず個人の登録にも対応した申請書に改めます。</p>

	<p>議案書6ページにお戻り下さい</p> <p>附則として、施行期日を、現在のスポーツ施設予約システムの利用契約の終了にあわせ、平成31年3月1日から施行するものでございます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第2号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第2号「本庄市スポーツ施設予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第3号について、事務局から説明を求めます。</p>
加藤生涯学習課長	<p>議案第3号「本庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案書「7ページ」をお開きください。</p> <p>始めに、本議案の提案理由をご説明いたします。11ページをお願いします。</p> <p>提案理由は、公共施設予約システムの対象施設の運用に伴い、児玉中央公民館の様式の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。新旧対照表でご説明いたしますので新旧対照表の8ページ9ページをお開き下さい。</p> <p>9ページ様式第1号の2「児玉中央公民館利用許可申請書」及び10ページ様式第2号の2「児玉中央公民館利用許可書」を、右側の様式に改めるものでございます。</p> <p>議案書11ページにお戻りください。</p> <p>附則の施行期日ですが、本庄市公共施設予約システムの運用と合わせ、平成31年3月1日から施行するものです。</p> <p>また、経過措置ですが、改正前の規則の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる規定をもうけるものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第3号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第3号「本庄市公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第4号について、事務局から説明を求めます。</p>

加藤生涯学習課長	<p>議案第4号「本庄市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案書12ページをお開きください。</p> <p>始めに、本議案の提案理由をご説明いたします。18ページをお願いします。</p> <p>提案理由は、公共施設予約システムの対象施設の運用に伴い、様式の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。新旧対照表でご説明いたしますので新旧対照表11ページをお開き下さい。</p> <p>12ページ様式第1号(その1)「本庄市民文化会館利用申請書」、13ページ様式第1号(その2)「本庄市民文化会館利用変更申請書」、14ページ様式第2号(その1)「本庄市民文化会館利用許可書」、15ページ様式第2号(その2)「本庄市民文化会館利用変更許可書」、16ページ様式第3号「本庄市民文化会館使用料減額(免除)申請書」を、右側の様式に改めるものでございます。</p> <p>議案書18ページにお戻りください。</p> <p>附則の施行期日ですが、本庄市公共施設予約システムの運用と合わせ、平成31年3月1日から施行するものです。</p> <p>また、経過措置ですが、改正前の規則の規定により既に印刷済の様式については、当分の間、使用することができる規定をもうけるものです。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
岡崎委員	新旧対照表の14ページ、旧の変更申請書には細かく使用料を記入する欄があつて、変更後の申請書には記載欄がないのですが、これはどういった理由でしょうか。
加藤生涯学習課長	使用料については、現在使用している旧の様式でも記入の必要がなく、使用していないため、実際の運用に合わせて様式を変更しました。
落合委員	<p>変更後の様式に「利用番号」という欄があるが、これはどういった番号が割り振られる形になるのでしょうか。番号は、その都度違う番号なのか、それともその番号で個人を特定できるものなのか教えてください。</p> <p>また、その番号で個人を特定する場合、利用者には伝えているのか合わせて教えてください。</p>
加藤生涯学習課長	<p>利用者から登録の申請があつた時点で、システムでその利用者の番号を連番で登録し、利用番号が記載された登録カードが発行されます。登録カードを発行する際に、口頭と通知で利用番号が割り振られる説明をします。</p> <p>その後の使用については、登録カードを提示して利用していただくので、個人及び団体の特定及び利用状況等を把握できるようになります。</p>
教 育 長	他に、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。

教 育 長	<p>それでは、他に質疑がありませんので、議案第4号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第4号「本庄市民文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第5号について、事務局から説明を求めます。</p>
加藤生涯学習課長	<p>議案第5号「本庄市児玉文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案書「19ページ」をお開きください。</p> <p>始めに、本議案の提案理由をご説明いたします。29ページをお願いします。</p> <p>提案理由は、公共施設予約システムの運用に伴い、所用の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容についてご説明いたします。新旧対照表の17ページを併せてご覧ください。</p> <p>第4条中「本庄市児玉文化会館利用許可書兼領収書」を「本庄市児玉文化会館利用許可書」に、「本庄市児玉文化会館利用変更許可書兼領収書」を「本庄市児玉文化会館利用変更許可書」に改めます。</p> <p>次に、第9条中、「取りやめ」を「利用の許可の取消しの申出」に改め、文言の整理を行うものです。</p> <p>次に第9条に次の1項を加えます。</p> <p>条例第13条第3号の規定による利用の許可の取消しの申出は、「本庄市児玉文化会館利用許可取消申出書（様式第7号）」に第4条に規定する「本庄市児玉文化会館利用許可書（様式第3号）」又は「本庄市児玉文化会館利用変更許可書（様式第4号）」を添えて、教育委員会に提出する事により行わなければならない、とするものでございます。</p> <p>次に様式の改正のご説明をいたします。</p> <p>新旧対照表18ページ様式第1号「本庄市児玉文化会館利用申請書」、19ページ様式第2号「本庄市児玉文化会館利用変更申請書」、20ページ様式第3号「本庄市児玉文化会館利用許可書兼領収書」、21ページ様式第4号「本庄市児玉文化会館利用変更許可書兼領収書」、22ページ様式第5号「本庄市児玉文化会館使用料減額（免除）申請書」、23ページ様式第6号「本庄市児玉文化会館使用料減額（免除承諾書）を、それぞれ右側の様式に改め、24ページ様式第7号「本庄市児玉文化会館利用許可取消申出書」を新たに追加するものでございます。</p> <p>議案書29ページにお戻りください。</p> <p>附則の施行期日ですが、本庄市公共施設予約システムの運用と合わせ平成31年3月1日から施行するものです。</p> <p>また、経過措置ですが、改正前の規則の規定により既に印刷済の様式につ</p>

	<p>いては、当分の間、使用することができる規定をもうけるものです。 説明は以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第5号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第5号「本庄市児玉文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。 次に、議案第6号について、事務局から説明を求めます。</p>
堀口体育課長	<p>議案書30ページをお願いします。 体育課からは、議案第6号「本庄市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。 始めに、本議案の提案理由をご説明いたします。35ページをお願いします。 提案理由は、スポーツ施設予約システムから公共施設予約システムへの更新に伴い、様式の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。 次に、議案内容についてご説明いたします。新旧対照表の26ページを併せてご覧下さい。 様式第4号「本庄市体育施設利用許可申請書」、様式第5号「本庄市体育施設利用許可書」、様式第6号「本庄市体育施設使用料減免申請書」、及び、様式第7号「本庄市体育施設使用料減免許可書」を右側の用紙に改めるものです。 議案書35ページにお戻り下さい 附則として、施行期日を、本庄市公共施設予約システムの運用に合わせ、平成31年3月1日から施行するものでございます。 以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第6号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第6号「本庄市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。 次に、議案第7号について、事務局から説明を求めます。</p>
堀口体育課長	<p>議案書36ページをお願いします。 議案第7号「本庄市公園施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p>

	<p>始めに、本議案の提案理由をご説明いたします。41ページをお願いします。</p> <p>提案理由は、スポーツ施設予約システムから公共施設予約システムへの更新に伴い、様式の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に、議案内容についてご説明いたします。新旧対照表の31ページを併せてご覧下さい。</p> <p>様式第4号「本庄市公園施設利用許可申請書」、様式第5号「本庄市公園施設利用許可書」、様式第6号「本庄市公園施設使用料減免申請書」、及び、様式第7号「本庄市公園施設使用料減免許可書」を右側の用紙に改めるものです。</p> <p>議案書41ページにお戻り下さい</p> <p>附則として、施行期日を、本庄市公共施設予約システムの運用に合わせ、平成31年3月1日から施行するものでございます</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
今井委員	申請書の中に、文化会館等は「取消申請書」がありますが、体育施設や公園施設については同じような申請書がないのですが、どのような理由なのか教えてください。
堀口体育課長	体育施設や公園施設には、当初から「取消申請書」はなく、これまでの運用上も不要であったため、今回の改正にあたりまして追加する必要がないという判断でございます。しかし、今回、体育施設と文化施設が同じ予約システムで運用されることで、利用者に分かりづらくなる可能性もあるため、実際の利用が始まり、利用者からのご意見等を聞きながら、必要に応じて検討してまいりたいと存じます。
教 育 長	他に、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教 育 長	それでは、他に質疑がありませんので、議案第7号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第7号「本庄市公園施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。
堀口体育課長	<p>次に、議案第8号について、事務局から説明を求めます。</p> <p>議案書42ページをお願いします。</p> <p>議案第8号「本庄市立学校体育館、武道館及び校庭の利用に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>始めに、本議案の提案理由をご説明いたします。47ページをお願いします。</p> <p>提案理由は、公共施設予約システムの運用に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。</p>

	<p>次に、議案内容についてご説明いたします。新旧対照表の35ページを併せてご覧下さい。</p> <p>まず、第3条第1項中「本庄市立学校体育施設利用許可申請書」を「本庄市立学校体育施設・学校校庭夜間照明施設利用許可申請書」に改め、同条第2項中「本庄市立学校体育施設利用許可書」を「本庄市立学校体育施設・学校校庭夜間照明施設利用許可書」に改めます。</p> <p>次に、第5条第2項中「本庄市立学校体育施設使用料減免申請書」を「本庄市立学校体育施設・学校校庭夜間照明施設使用料減免申請書」に、「市長」を「教育委員会」に改め、同条第3項中「本庄市立学校体育施設使用料減免決定通知書」を「本庄市立学校体育施設・学校校庭夜間照明施設使用料減免許可書」に改めます。</p> <p>議案書47ページにお戻り下さい</p> <p>附則として、施行期日を、本庄市公共施設予約システムの運用に合わせ、平成31年3月1日から施行するものでございます</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第8号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教育長	<p>異議がありませんので、議案第8号「本庄市立学校体育館、武道場及び校庭の利用に関する規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第9号について、事務局から説明を求めます。</p>
堀口体育課長	<p>議案書48ページをお願いします。</p> <p>議案第9号「本庄市立学校校庭夜間照明施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>始めに、本議案の提案理由をご説明いたします。53ページをお願いします。提案理由は、公共施設予約システムの運用に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に、議案内容についてご説明いたします。新旧対照表の41ページを併せてご覧下さい。</p> <p>まず、第4条第1項中「学校校庭夜間照明施設利用申請書」を「本庄市立学校体育施設・学校校庭夜間照明施設利用許可申請書」に改め、同条第2項中「学校校庭夜間照明施設利用許可書」を「本庄市立学校体育施設・学校校庭夜間照明施設利用許可書」に改めます。</p> <p>次に、第6条第2項中「学校校庭夜間照明施設使用料減免申請書」を「本庄市立学校体育施設・学校校庭夜間照明施設使用料減免申請書」に改め、同条第3項中「学校校庭夜間照明施設使用料減免許可書」を「本庄市立学校体</p>

	<p>育施設・学校校庭夜間照明施設使用料減免許可書」に改めます。</p> <p>議案書53ページにお戻り下さい</p> <p>附則として、施行期日を、本庄市公共施設予約システムの運用に関する規則の一部を改正する規則の施行日と合わせ、平成31年3月1日から施行するものでございます</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第9号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第9号「本庄市立学校校庭夜間照明施設及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第10号について、事務局から説明を求めます。</p>
加藤生涯学習課長	<p>議案第10号「本庄市公民館長の任命について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書54ページをお願いいたします。</p> <p>始めに、本議案の提案理由をご説明いたします。</p> <p>本庄西公民館及び藤田公民館の2名の館長が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、本庄市公民館設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により、本庄市公民館長を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に議案内容をご説明致します。</p> <p>本庄市公民館長を次のとおり任命する。</p> <p>1の氏名等についてですが、氏名と略歴を申し上げます。</p> <p>再任でございます。</p> <p>はじめに本庄西公民館です。</p> <p>小暮 一実、現本庄西公民館長</p> <p>生年月日及び住所については、記載のとおりでございます。</p> <p>次に藤田公民館です。</p> <p>星野 英治、現藤田公民館長</p> <p>生年月日及び住所については、記載のとおりでございます。</p> <p>2の任期でございますが、本庄市公民館設置及び管理に関する条例第17条第2項の規定により2年で、平成31年4月1日から平成33年3月31日まででございます。</p> <p>以上で、説明を終了いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第10号については、原案の

	とおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教育長	異議がありませんので、議案第10号「本庄市公民館長の任命について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第11号について、事務局から説明を求めます。
加藤生涯学習課長	議案第11号「本庄市社会教育指導員の任命について」ご説明申し上げます。 議案書55ページをお願いいたします。 始めに、本議案の提案理由をご説明いたします。 社会教育指導員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、本庄市社会教育指導員設置に関する規則第5条の規定により、本庄市社会教育指導員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 次に議案内容をご説明致します。 本庄市社会教育指導員を次のとおり任命する。 1の氏名等についてですが、氏名と略歴を申し上げます。 再任でございます。 南 徳美、現社会教育指導員 なお、生年月日及び住所については、記載のとおりでございます。 2の任期でございますが、本庄市社会教育指導員設置に関する規則第6条の規定により1年で、平成31年4月1日から平成32年3月31日まででございます。 以上で説明を終了いたします。ご審議の程よろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第11号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教育長	異議がありませんので、議案第11号「本庄市社会教育指導員の任命について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第12号について、事務局から説明を求めます。
高橋教育総務課長	議案第12号の平成31年度学校給食運営計画について、ご説明申し上げます。 提案理由につきましては、児玉地域小中学校の学校給食における重点的な取組み、年間給食日数、給食提供期間及び年額給食費等を定めるため、提案するものでございます。 この運営計画は、本年1月29日に行われました児玉地域学校給食運営委員会において、各学校長やPTA会長の委員のみなさんに承認をいただいております。 それでは、資料の説明をいたします。議案第12号の別紙をご覧ください。

1 ページから 2 ページにかけて、趣旨と 7 項目にわたる重点的な取り組みについて示しております。重点的施策として、(1) 衛生管理マニュアルに基づく衛生管理の徹底、(2) 給食食材の安全の確保と地産地消の推進、(3) アレルギー対応給食の充実、(4) 情報発信の充実、(5) 給食完食の推進、(6) 学校給食費の未納防止、(7) 危機管理体制の見直し、の 7 項目にわたり取り組んでまいります。

(7) 危機管理体制の見直しについては、今年度の児玉地域学校給食運営委員会で検討を行い、31 年度運営計画から新たに追加したもので、安全・安心な学校給食を提供するため、事故の発生要素を限りなくゼロに近づけるよう努めるとともに、万が一、異物混入や食中毒等の事故が発生した場合には、児童生徒への影響を最小限とするため、迅速かつ的確に、また、各学校で統一した対応が取れるようマニュアルを策定し、危機管理体制の見直しを図るというものでございます。

3 の学校給食運営基準でございますが、(1) では年間の稼働可能日数及び給食日数、(2) では学校給食費実費徴収金について定めております。

平成 31 年度は、稼働可能日数は 195 日で、年間給食日数は上限で小学校 190 日、中学校 188 日です。この日数は、本庄上里学校給食センターと同じでございます。

平成 30 年度の運営計画では、小学校で 191 日、中学校で 189 日でしたが、31 年度は天皇の即位の関係などの祝日が増えることから、本庄上里学校給食センターとあわせて、変更を行ったものでございます。

平成 30 年度は小学校で 191 日、中学校で 189 日です。この日数は今年度と同じ日数でございます。

次に、(2) 学校給食費実費徴収金、給食費ですが、過去 5 年間の給食提供実績及び食材費の推移を考慮しながら、平成 31 年度の給食日数をもとに、給食の食材費の年額総額を試算したところ、平成 31 年度の年額給食費については、平成 30 年度の給食費を据え置くこととするものです。

小学校で年額 45,250 円、中学校で 53,170 円です。

次に、3 ページの②月額給食費の特例でございますが、こちらは食物アレルギーや宗教上の理由により弁当を持参し、牛乳のみを飲用する場合の月額給食費を定めております。

なお、牛乳の単価につきましては、3 月中旬に決定となるために 30 年度の牛乳単価で計算をしております。31 年度の単価が決定し次第改めて金額の計算を行うこととなります。

その下の表は、小学校、中学校のそれぞれ、年額給食費と牛乳のみの特例給食費の月額を表にしたもので、8 月を除いた 11 回の納期に分けて納入していただいております。

4 ページの③④は転入転出等における日割り計算で、小学校の日額、中学校の日額を規定しております。

また、⑤はアレルギー対応によりパン・麺の提供を受けない者の返金、⑥

	<p>は転校による日割り計算の特例、⑦は学級閉鎖時等の取扱いを規定しております。</p> <p>5ページにつきましては、先程申し上げた日割り計算の特例の計算式を載せております</p> <p>なお、参考資料として、本庄上里学校給食組合の31年度学校給食運営計画を配布させていただいております。</p> <p>説明は以上となります。よろしく申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
今井委員	<p>給食運営委員会には各学校のPTA会長も出席されているとのことですが、こういった情報は各家庭にまで公表されているのか教えてください。</p>
高橋教育総務課長	<p>本定例会で決定した学校給食運営計画を各学校に流して、学校ごとに各家庭に配布していただくような形になっております。</p>
落合委員	<p>給食費の滞納等の徴収状況はどのようになっているか教えてください。</p>
高橋教育総務課長	<p>給食費の徴収ですが、本庄地域に関しては給食センター、児玉地域は学校直営で実施している状況です。教育総務課で担当している児玉地域に関しては、自校給食ということで作っているところと食べるところが近く、給食への関心が高く、1～2ヶ月程度の支払いの遅れというのがありますが、翌年度へ繰り越すといった滞納はないような状況です。</p> <p>ただ、給食センターが担当している本庄地域に関しては、学校によってですが、滞納額の多い学校もあると聞いております。</p>
教 育 長	<p>他に、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、他に質疑がありませんので、議案第12号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第12号「平成31年度学校給食運営計画について」は、承認することに決定しました。</p> <p>これで、公開での議事審議を終了します。</p> <p>次に、議事日程5の「教育長の報告」へ移ります。</p> <p>「行動記録」をご覧ください。</p> <p>前回1月21日の定例会以降の行動記録について、別紙のとおり報告させていただきます。</p> <p>主だったところについて説明させていただきます。</p> <p>21日は、本庄南中を視察して、総合教育会議、定例会とお世話になりました。無言ひざつき清掃の取組は市内中学校を中心に定着しております。</p> <p>23日には、本庄市いじめ問題専門委員会が開催され、本市の取組についての説明の後、指導と助言をいただきました。</p> <p>25日は、埼玉県都市教育長協議会の定例会が志木市で開催され、県からの情報提供と本年度の研究成果について3つの研究部からの報告がありま</p>

	<p>した。</p> <p>2月1日には児玉中学校で県の研究委嘱を受けての発表会があり、6教科の授業が公開され、70名に上る参観者があり、児玉中の先生方が一致協力して3年間取り組んできた成果が発表されました。</p> <p>2日には安全安心まちづくり研修会がセルディで開催され、本庄東小学校の児童が警察官との歌舞伎を披露し大盛況でした。</p> <p>2月6日には児玉中学校、8日には本庄東中で立志式が行われ出席しました。他の2校についても同様の取組を行っております。</p> <p>2月6日から13日の間の4日間を使って、校長との人事評価面談を行いました。今年度の取組の状況、達成状況、自己評価等について説明をうけ指導を行いました。</p> <p>7日には、市内校長会が開催され、今年度のまとめと次年度に向けての取組等についての指示と学力向上に関する研修を持ちました。また、午後には中学生まちづくり議会が開催されました。</p> <p>8日の児玉地区教育委員会連合会研修会、懇親会では委員の皆様方にはお世話になりました。</p> <p>行動記録については以上です。</p> <p>次に、議事日程6の「その他」へ移ります。</p> <p>事務局から何かございませんか。</p>
高橋教育総務課長	<p>前回の定例会で今後のスケジュールで説明いたしましたが、2月21日の木曜日に臨時会を開催いたします。午後2時30分、委員室で開催となりますので、よろしくお願ひします。</p>
加藤生涯学習課長	<p>生涯学習課から事業の報告と今後の事業開催予定について報告させていただきます。右上に生涯学習課とある資料をご覧くださいと思います。</p> <p>まず、事業の報告です。</p> <p>本庄市こども会育成会連合会と共催で「平成30年度冬季リーダー研修会」が2月9日、10日スノーパーク尾瀬戸倉で開催されました。内容はスキー教室で参加者数は小学6年生55人でございました。</p> <p>続きまして、今後の事業等の開催予定についてでございますが、1つ目は、本庄市青少年育成市民会議主催の「親子名作映画劇場」が2月16日に開催されます。午前中はセルディ、午後は本庄市民文化会館で上映いたします。</p> <p>2つ目は、本庄市こども会育成会連合会主催の「はがき作品展」が2月25日から3月1日まで本庄市役所市民ホールに展示されます。テーマは、本庄の名所・名物で市内の小学生から1,794点の応募がありました。表彰式を3月2日、午前10時から本庄市役所市民ホールにて行います。</p> <p>3つ目は、こだま芸術文化のつどい実行委員会による「第12回こだま芸術文化のつどい」が3月2日、3日にセルディで開催されます。内容は作品の展示や芸能発表でございます。</p> <p>4つ目は、「平成30年度本庄市市民総合大学閉講式」が3月16日市民文化会館で開催され、閉講式終了後、早稲田大学グリークラブによる愛唱歌の</p>

	<p>ステージがございます。 以上で生涯学習課からのご報告を終わります。</p>
前川図書館長	<p>図書館よりご報告させていただきます。 配布した資料のとおり、蔵書点検に伴い、本館が2月25日から3月3日、 児玉分館が3月4日から3月10日までの期間、休館となります。休館期間 中はご不便をおかけすると思いますが、よろしく願いいたします。 以上でございます。</p>
教育長	<p>次回ですが、先ほど教育総務課長より説明のあったとおり、来週2月21 日に臨時会を開催しますので、よろしく願います。 次に、次回定例会の日程を確認いたします。 平成31年第3回定例会を3月28日の木曜日、午後2時30分からで、 場所は市役所委員室となりますが、皆様ご都合は宜しいでしょうか。</p>
教育委員	異議なし。
教育長	次に、平成31年第4回定例会の日程について事務局から説明を求めま す。
高橋教育総務課長	第4回定例会は来年度になりますが、来年度についても第3木曜日を基本 に定例会を開催したいと考えております。4月18日の木曜日、午後4時か ら、市役所委員室での開催でお願いいたします。
教育長	<p>それでは、来月、再度確認いたしますが、平成31年第4回定例会を4月 18日午後4時からの開催ということで予定しておきたいと思えます。 これで公開での会議を終了します。 これより、非公開で議事を進めます。</p>
<p>[非公開]</p> <p>議案第13号 平成30年度本庄市教育予算補正（3月）について 議案第14号 平成31年度本庄市教育予算について</p>	
教育長	以上で平成31年第2回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。

以上のとおり、会議次第を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

本庄市教育委員会教育長 勝山 勉

本庄市教育委員会委員 今井 邦枝

書 記 野口 祐史